

滋賀県流域治水条例の意義と展望

滋賀県では、今年3月に、全国に先駆けて総合的な流域治水条例が制定されました。この条例には、自助・共助・公助が一体となった総合的な治水対策を進めていくため、従来の河川整備に加え、水害に強い地域づくり協議会を組織して、みんなで水害に備える対策を検討することなど、注目すべき手法が盛り込まれています。そこで、滋賀県流域治水政策室の一伊達哲氏に、条例の制定経緯や意義に加え、今後、どのように協働による流域治水を進めていくのかをご報告いただきます。みなさま、奮ってご参加下さい。

日時：2014年5月30日（金）16:00～

会場：大阪大学豊中キャンパス 法学研究科 中会議室（法経研究棟4階）

講師：滋賀県流域治水政策室 ^{いちだて さとる}
一伊達 哲 氏

参加費無料・事前申込不要

【アクセスマップ】



【お問い合わせ】 greenaccess@law.osaka-u.ac.jp